

令和7年12月25日

行財政支援課
直 通：092-643-3073
内 線：2707
担 当：田中

福岡県内市町村のラスパイレス指数等の公表について ～令和7年4月1日現在～

12月25日に、総務省において「令和7年地方公務員給与実態調査結果等の概要」が公表されました。

これに合わせ、本県においても福岡県内市町村のラスパイレス指数※等を公表します。

※…地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の行政職俸給表(一)
適用職員の俸給月額を100として計算した指数のこと。

○ 公表内容

- (1) ラスパイレス指数の状況
- (2) 昇給・昇格制度の見直しの状況
- (3) 地域手当の状況
- (4) 自宅に係る住居手当の状況
- (参考) ラスパイレス指数の算出方法
- (参考) 地域手当補正後ラスパイレス指数

※上記公表内容は、以下の調査結果を基に作成

- ・調査の名称：令和7年地方公務員給与実態調査
- ・調査時点：令和7年4月1日現在

1 ラスパイレス指数の状況（令和7年4月1日現在）

- 県内58市町村（指定都市除く）のラスパイレス指数（加重平均）は98.4で、全体としては、昨年度に引き続き、国の水準を下回っている（表1）。
- 県内58市町村（指定都市除く）のうち、ラスパイレス指数が100超の団体は3団体（5.2%）である（表2）。
- 県内58市町村（指定都市除く）のラスパイレス指数の上位団体は、以下のとおりである（表3、4）。
 - ①大野城市 (101.5)
 - ②太宰府市 (100.3)
 - ③那珂川市 (100.2)
 - ④行橋市 (100.0)
 - ⑤八女市、小郡市、苅田町 (99.8)

【表1】団体区分別ラスパイレス指数の状況

区分	R7.4.1	R6.4.1	増減
市町村平均 (指定都市除く)	98.4	98.3	0.1
市平均 (指定都市除く)	98.9	98.7	0.2
町村平均	97.1	96.9	0.2

＜参考＞

区分	R7.4.1	R6.4.1	増減
県内	北九州市 102.1	101.6	0.5
	福岡市 100.9	101.2	△0.3
	福岡県 100.1	100.8	△0.7
全国	市平均 (指定都市除く) 98.7	98.6	0.1
	町村平均 96.7	96.4	0.3
	全地方公共団体平均 98.9	98.8	0.1

※1 ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である（別添参照）。

※2 全地方公共団体平均は、都道府県、市町村及び特別区の平均である。

【表2】県内市町村（指定都市除く）のラスパイレス指数の分布状況

区分	R7.4.1	R6.4.1	増減
110超	0	0	0
105超110以下	0	0	0
100超105以下	3	6	△3
95超100以下	48	42	6
90超95以下	7	10	△3
90以下	0	0	0
県内市町村計	58	58	0

【表3】県内市町村（指定都市除く）のラスパイレス指数の上位団体、下位団体

（上位団体）

順位	団体名	ラス
1	大野城市	101.5
2	太宰府市	100.3
3	那珂川市	100.2
4	行橋市	100.0
5	八女市/小郡市/苅田町	99.8

（下位団体）

順位	団体名	ラス
1	大任町	91.2
2	川崎町	93.5
3	久山町	93.7
4	古賀市	94.0
5	芦屋町	94.1

・地域手当補正後ラスパイレス指数（参考）

（上位団体）

順位	団体名	補正後ラス
1	大野城市	102.5
2	筑紫野市	102.2
3	苅田町	101.8
4	太宰府市	101.3
5	宗像市/那珂川市	101.2

（下位団体）

順位	団体名	補正後ラス
1	大任町	91.2
2	川崎町	93.5
3	芦屋町	94.1
4	鞍手町	94.5
5	上毛町	94.8

※ 地域手当補正後ラスパイレス指数は、団体の地域手当支給率と国基準の地域手当支給率の差を反映させて算出したものである（別添参照）。

【表4】県内市町村（指定都市除く）の団体別ラスパイレス指数の状況

団体名	R7.4.1	順位	R6.4.1	増減	地域手当 補正後ラス (R7.4.1)	順位
大牟田市	99.3	13	98.9	0.4	99.3	20
久留米市	99.7	8	99.7	0.0	99.7	14
直方市	99.6	9	99.5	0.1	99.6	15
飯塚市	99.1	19	99.1	0.0	99.1	23
田川市	95.6	47	95.0	0.6	95.6	51
柳川市	98.7	23	98.5	0.2	98.7	27
八女市	99.8	5	100.1	△ 0.3	99.8	12
筑後市	99.2	16	99.4	△ 0.2	99.2	21
大川市	99.5	11	99.8	△ 0.3	99.5	18
行橋市	100.0	4	100.4	△ 0.4	100.5	8
豊前市	97.0	37	96.9	0.1	97.0	42
中間市	99.4	12	99.8	△ 0.4	99.4	19
小郡市	99.8	5	100.0	△ 0.2	99.8	12
筑紫野市	99.3	13	99.3	0.0	102.2	2
春日市	99.6	9	99.8	△ 0.2	99.6	15
大野城市	101.5	1	100.9	0.6	102.5	1
宗像市	95.6	47	94.5	1.1	101.2	5
太宰府市	100.3	2	100.3	0.0	101.3	4
古賀市	94.0	55	94.0	0.0	98.6	28
福津市	95.2	51	94.5	0.7	95.2	53
うきは市	98.0	31	97.4	0.6	98.0	35
宮若市	98.4	26	98.6	△ 0.2	98.4	31
嘉麻市	97.3	36	97.2	0.1	97.3	41
朝倉市	99.2	16	99.4	△ 0.2	99.2	21
みやま市	99.0	20	98.5	0.5	99.0	24
糸島市	98.7	23	98.6	0.1	99.6	15
那珂川市	100.2	3	100.3	△ 0.1	101.2	5

団体名	R7. 4. 1			増減	地域手当 補正後ラス (R7. 4. 1)	順位
		順位	R6. 4. 1			
宇美町	96.4	43	95.9	0.5	96.4	46
篠栗町	98.1	28	97.6	0.5	101.0	7
志免町	99.3	13	99.3	0.0	100.2	10
須恵町	97.6	34	97.2	0.4	100.4	9
新宮町	96.9	38	96.8	0.1	97.8	37
久山町	93.7	56	95.4	△ 1.7	96.4	46
粕屋町	99.2	16	98.5	0.7	100.1	11
芦屋町	94.1	54	95.5	△ 1.4	94.1	56
水巻町	95.5	50	95.4	0.1	95.5	52
岡垣町	98.1	28	98.7	△ 0.6	98.1	33
遠賀町	96.5	41	94.9	1.6	96.5	44
小竹町	96.6	39	96.6	0.0	96.6	43
鞍手町	94.5	53	94.4	0.1	94.5	55
桂川町	98.2	27	97.5	0.7	98.2	32
筑前町	98.8	21	99.5	△ 0.7	98.8	25
東峰村	95.7	46	92.6	3.1	95.7	50
大刀洗町	97.9	32	97.6	0.3	97.9	36
大木町	98.8	21	98.9	△ 0.1	98.8	25
広川町	97.8	33	98.5	△ 0.7	97.8	37
香春町	96.5	41	97.1	△ 0.6	96.5	44
添田町	96.6	39	96.1	0.5	98.5	29
糸田町	98.5	25	98.0	0.5	98.5	29
川崎町	93.5	57	92.8	0.7	93.5	57
大任町	91.2	58	90.4	0.8	91.2	58
赤村	95.6	47	95.5	0.1	97.5	40
福智町	98.1	28	97.5	0.6	98.1	33
苅田町	99.8	5	100.4	△ 0.6	101.8	3
みやこ町	96.0	45	96.2	△ 0.2	96.0	49
吉富町	96.1	44	94.9	1.2	96.1	48
上毛町	94.8	52	95.1	△ 0.3	94.8	54
築上町	97.6	34	98.2	△ 0.6	97.6	39

2 昇給・昇格制度の見直しの状況（令和7年4月1日現在）

国においては、平成25年1月1日より、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減するとともに、平成26年1月1日から55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止とする措置が講じられている。

- 県内58市町村（指定都市除く）のうち、昇格時の号給縮減措置を講じているのは47団体である（表5）。
- 県内58市町村（指定都市除く）のうち、昇給停止措置を講じているのは19団体である（他の39団体は標準の勤務成績では2号給昇給とする昇給抑制措置を実施）（表5）。

【表5】県内市町村（指定都市除く）の昇給・昇格制度の見直しの状況

団体名	昇格時の号給縮減措置	55歳超昇給停止措置 (標準の勤務成績)
大牟田市	○	
久留米市	○	○
直方市		
飯塚市	○	
田川市	○	○
柳川市	○	
八女市	○	
筑後市	○	○
大川市	○	
行橋市		
豊前市	○	
中間市		○
小郡市	○	
筑紫野市	○	○
春日市	○	
大野城市		
宗像市	○	
太宰府市		
古賀市	○	
福津市	○	
うきは市	○	
宮若市		
嘉麻市	○	
朝倉市	○	
みやま市	○	
糸島市	○	○
那珂川市	○	

団体名	昇格時の号給縮減措置	55歳超昇給停止措置 (標準の勤務成績)
宇美町	○	○
篠栗町	○	○
志免町	○	○
須恵町	○	○
新宮町	○	○
久山町	○	○
粕屋町	○	○
芦屋町	○	
水巻町	○	○
岡垣町	○	
遠賀町	○	
小竹町	○	○
鞍手町	○	
桂川町	○	
筑前町	○	
東峰村		
大刀洗町	○	
大木町		○
広川町	○	○
香春町	○	○
添田町	○	
糸田町	○	○
川崎町	○	
大任町	○	
赤村	○	
福智町	○	
苅田町		
みやこ町	○	
吉富町	○	
上毛町		
築上町		
実施団体数	47	19

(参考) 昇格時の号給縮減措置 (昇格時対応号給表の改正)

例 5級85号給から6級に昇格する場合

(未実施)	(措置済)
6級65号給	→ 6級51号給

3 地域手当の状況（令和7年4月1日現在）

- 県内58市町村（指定都市除く）のうち、国の基準を上回る地域手当を支給しているのは17団体である（表6、7）。

【表6】国の基準を上回る地域手当の支給を行っている団体の状況

国基準の支給率	団体の支給率	団体名
5%	6%	大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町
3%	8%	古賀市
	6%	筑紫野市、篠栗町、須恵町、久山町
2%	8%	宗像市
	4%	添田町、赤村、苅田町
	2.5%	行橋市

【表7】県内市町村（指定都市除く）の地域手当の状況

団体名	地域手当（※）		
	国基準の支給率	団体の支給率	超過支給率
大牟田市	2%	2%	–
久留米市	2%	2%	–
直方市	2%	2%	–
飯塚市	2%	2%	–
田川市	2%	2%	–
柳川市	2%	2%	–
八女市	2%	2%	–
筑後市	2%	2%	–
大川市	2%	2%	–
行橋市	2%	2.5%	0.5%
豊前市	2%	2%	–
中間市	2%	2%	–
小郡市	2%	2%	–
筑紫野市	3%	6%	3%
春日市	9%	9%	–
大野城市	5%	6%	1%
宗像市	2%	8%	6%
太宰府市	5%	6%	1%
古賀市	3%	8%	5%
福津市	9%	9%	–
うきは市	2%	2%	–
宮若市	2%	2%	–
嘉麻市	2%	2%	–
朝倉市	2%	2%	–
みやま市	2%	2%	–
糸島市	5%	6%	1%
那珂川市	5%	6%	1%

団体名	地域手当 (※)		
	国基準の支給率	団体の支給率	超過支給率
宇美町	3%	3%	—
篠栗町	3%	6%	3%
志免町	5%	6%	1%
須恵町	3%	6%	3%
新宮町	5%	6%	1%
久山町	3%	6%	3%
粕屋町	5%	6%	1%
芦屋町	2%	2%	—
水巻町	2%	2%	—
岡垣町	2%	2%	—
遠賀町	2%	2%	—
小竹町	2%	2%	—
鞍手町	2%	2%	—
桂川町	2%	2%	—
筑前町	2%	2%	—
東峰村	2%	2%	—
大刀洗町	2%	2%	—
大木町	2%	2%	—
広川町	2%	2%	—
香春町	2%	2%	—
添田町	2%	4%	2%
糸田町	2%	2%	—
川崎町	2%	2%	—
大任町	2%	2%	—
赤村	2%	4%	2%
福智町	2%	2%	—
苅田町	2%	4%	2%
みやこ町	2%	2%	—
吉富町	2%	2%	—
上毛町	2%	2%	—
築上町	2%	2%	—
該当団体数	58	58	17

※ 地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給される手当である。

4 自宅に係る住居手当の状況（令和7年4月1日現在）

- 県内58市町村（指定都市除く）のうち、自宅に係る住居手当の制度が残っているのは2団体である（表8、9）。

【表8】自宅に係る住居手当の制度が残っている団体の状況

区分	R7.4.1	R6.4.1	増 減
県内 市町村 (指定都市除く)	(3.4%) 2	(5.2%) 3	(△1.7%) △ 1
全地方 公共団体	(7.2%) 129	(8.2%) 146	(△1.0%) △ 17

【表9】県内市町村（指定都市除く）の自宅に係る住居手当の状況

区分	団体数	団体名
制度未廃止団体	2	行橋市、宮若市
制度廃止済団体	56	※うち赤村、上毛町は経過措置中
計	58	

【参考】ラスパイレス指数の算出方法

ラスパイレス指数は、国の給与水準を100として、地方公共団体における給与水準を指数で示したものである（国の行政職俸給表（一）の適用を受ける職員とこれに相当する地方公共団体の職員との比較）。

ラスパイレス指数は、職員を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出したものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除したものである。

【計算例】

（大学卒）

経験年数	職員数(人) 国 A	平均俸給(給料)月額(百円)		A×B (百円) D	A×C (百円) E
		国 B	対象団体 C		
1年未満	3,393	2,255	2,227	7,651,215	7,556,211
1年以上2年未満	3,535	2,302	2,265	8,137,570	8,006,775
2年以上3年未満	3,620	2,361	2,329	8,546,820	8,430,980
3年以上5年未満	7,302	2,461	2,412	17,970,222	17,612,424
5年以上7年未満	6,493	2,585	2,555	16,784,405	16,589,615
7年以上10年未満	8,665	2,756	2,705	23,880,740	23,438,825
10年以上15年未満	10,185	3,047	2,936	31,033,695	29,903,160
15年以上20年未満	10,242	3,478	3,290	35,621,676	33,696,180
20年以上25年未満	13,000	3,803	3,694	49,439,000	48,022,000
25年以上30年未満	12,330	4,018	3,886	49,541,940	47,914,380
30年以上35年未満	9,837	4,116	4,035	40,489,092	39,692,295
35年以上	2,398	4,139	4,075	9,925,322	9,771,850
計	91,000			F 299,021,697	G 290,634,695

（短大卒）

計	7,941			H 25,924,537	I 25,738,697
---	-------	--	--	-----------------	-----------------

（高校卒）

計	40,610			J 138,691,864	K 140,022,755
---	--------	--	--	------------------	------------------

（中学校卒）

計	29			L 73,941	M 74,415
---	----	--	--	-------------	-------------

$$\begin{aligned}
 \text{ラスパイレス指数} &= \frac{G + I + K + M}{F + H + J + L} \times 100 \\
 &= \frac{(290634695) + (25738697) + (140022755) + (74415)}{(299021697) + (25924537) + (138691864) + (73941)} \times 100 \\
 &= 98.4 \text{ (小数点以下第2位四捨五入)}
 \end{aligned}$$

〔参考〕地域手当補正後ラスパイレス指数

地域手当補正後ラスパイレス指数は、平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、当該地域手当を加味したラスパイレス指数を参考として算出したものである。

地域手当補正後ラスパイレス指数 =

$$\text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当の支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当の支給率}}$$

※ 地域手当補正後ラスパイレス指数は、市役所（町村役場）所在地における地域手当の支給率のみを用いて算出しており、実際の地域手当の支給額は、勤務地や異動保障の有無等により異なる場合がある。

（イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率が3市とも4%の場合）

